

1 開会日時

平成 28 年 5 月 16 日（月）午後 1 時 28 分

2 閉会日時

平成 28 年 5 月 16 日（月）午後 1 時 55 分

3 会議開催の場所

柳川庁舎 2 階 大会議室

4 出席委員

- (1) 佐藤 克 則
- (2) 佐藤 秀 樹
- (3) 石澤 千鶴子
- (4) 斎藤 誠 子
- (5) 池田 享 誉

5 事務局出席職員

- |                  |         |
|------------------|---------|
| (1) 教育部長         | 石澤 幸 造  |
| (2) 理事教育次長事務取扱   | 横山 克 広  |
| (3) 教育次長         | 工藤 裕 司  |
| (4) 浪岡教育事務所長     | 平田 公 成  |
| (5) 参事総務課長事務取扱   | 佐々木 淳   |
| (6) 社会教育課長       | 高野 光 広  |
| (7) 文化スポーツ振興課長   | 木村 久美子  |
| (8) 中央市民センター館長   | 杉山 潔    |
| (9) 文化財課長        | 渡邊 薫    |
| (10) 参事市民図書館長取扱  | 若佐谷 昭 人 |
| (11) 学務課長        | 高橋 光 夫  |
| (12) 学校給食課長      | 佐々木 祐 子 |
| (13) 指導課長        | 石岡 篤 実  |
| (14) 浪岡教育事務所教育課長 | 山内 秀 範  |

6 会議に付議された案件

(1) 議事

議案第 27 号 青森市就学指導委員会委員の委嘱及び任命について

議案第 28 号 平成 28 年度一般会計補正予算について

(2) 報告

①放課後子ども教室について

②グローバル人材育成事業について

③「矢野きよ実講演会」及び「書きましょ IN 青森 Part.5」の開催について

④専決処分報告について

## 7 会議録署名委員

- (1) 齋藤 誠子
- (2) 石澤 千鶴子

## 8 会議の概要

午後 1 時 30 分に教育長職務執行者よりが開会を宣言する。会期を一日とし、会議録署名委員を前項 7 のとおり指名する。

青森市教育委員会会議規則第 13 条第 1 項ただし書きの規定に基づき、議案第 28 号を非公開の会議とした。4 件の事案を報告し、非公開の会議とした議案第 28 号を審議し、原案のとおり決定し、閉会した。

## 9 会議の状況

### (1) 議事

#### ○佐藤職務執行者

それでは議事に入ります。議案第 27 号「青森市就学指導委員会委員の委嘱及び任命について」事務局から説明をお願いします。

#### ○部長

議案第 27 号 青森市就学指導委員会委員の委嘱及び任命について、御説明申し上げます。

附属資料を御覧ください。

青森市就学指導委員会は、「青森市就学指導委員会条例」に基づき、就学予定者及び在学児童等の障がいの状態に応じた適切な教育について審議し、その結果を教育委員会に具申することを目的に設置しているものであります。

青森市就学指導委員会委員は現在 20 名となっておりますが、番号 2 から番号 7 までの「医学に関する専門的知識を有する者」の区分に属する 6 名のうち 1 名と、また番号 9 から番号 20 までの「その他障害のある就学予定者及び在学児童等の就学に関する専門的知識を有する者」の区分に属する 12 名の委員のうち 2 名が辞職したことに伴い、その後任となる 3 名を委嘱及び任命するものであります。

なお、新しい委員の任期については、前任者の残任期間とすることから、平成 28 年 5 月 17 日から平成 28 年 7 月 31 日までを予定しているものであります。

以上、慎重御審議の上、御議決賜りますようよろしくお願いいたします。

#### ○佐藤職務執行者

ただ今の事務局の説明に、御意見、御質問等はございますか。

～ なし ～

#### ○佐藤職務執行者

では、議案第 27 号について、原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

～ 異議なし ～

#### ○佐藤職務執行者

御異議が無いようですので、議案第 27 号については原案のとおり決定することといたします。

### (2) 報告

#### ○佐藤職務執行者

続いて報告事項に入ります。今回の報告事項は 4 件となっております。

それでは、報告 1「放課後子ども教室について」事務局から御報告をお願いします。

#### ○社会教育課長

放課後子ども教室について、御報告申し上げます。

お手元の配付資料を御覧下さい。

教育委員会では、平成27年度から実施している国の新たな「放課後子ども総合プラン」に基づき、全ての児童の放課後における安全・安心な居場所を確保するとともに、次世代を担う人材を育成するため、全学年の児童を対象に「放課後子ども教室」を実施しているところであります。

実施内容といたしましては、「自主活動の場」として、週に2回から3回程度、平日の放課後15時から17時まで、宿題やプリント学習等の勉強の他、読書や折り紙、工作、ゲームなどを行っております。

また、「体験・交流の場」として、月に1回から2回程度、学期中の土曜日の概ね午前中に体験活動やスポーツ・文化活動、地域住民との交流などを行っております。

これまでの開設状況であります。平成26年度までは8校となっておりますが、平成27年度に青森地区の31校に新規開設し、青森地区におきましては、全39小学校に開設済となっております。

今年度の開設箇所であります。浪岡地区の小学校全6校に開設することとしており、これにより市内の全ての小学校45校に放課後子ども教室を開設することとなります。

放課後子ども教室につきましては、今年度をもって、市内全小学校への開設を終えることから、今後におきましては、子ども達が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行う場として、事業内容の更なる充実に努めて参りたいと考えております。

○佐藤職務執行者

ただ今の報告について、御意見、御質問等はございますか。

○斎藤委員

昨年度、私も少しお手伝いさせていただきましたが、「放課後子ども教室」に前社会教育課長が観に来て頂いて、運営している方々が大変心強いというお話をされておりました。

今年度ですが、自然発生的に横のつながりが出来て、いろいろな学校で共有し始めてきている状況はいいと思っています。ただ、規模の大きい学校もそうでない学校も予算が同額ではないかと思うのですが、学校の規模に応じて予算を補助してあげればよいのではないかと思います。

以上です。

○社会教育課長

児童数によりまして教育推進委員の配置を増やしたり、手のかかるお子さんがいた場合には状況に応じて配置を増やしたり、人員の面では規模の大きいところそうでないところの違いを設けるようにしております。

○斎藤委員

わかりました。いいと思います。

○佐藤職務執行者

見えない部分、事務局で配慮できる部分については、それ相応の配慮をしていくということですね。よろしくお願いします。

他に、御意見、御質問等はございますか。

○佐藤委員

「放課後子ども教室」については文科省サイドの事業であり、「放課後子ども総合プラン」は従来の厚生労働省所管の放課後児童健全育成事業であり、それと調整・調和を図ることが主眼になっていると思うが、青森市内の仲よし会と「放課後子ども教室」、これらの調整は進んでいるのでしょうか。

○社会教育課長

放課後児童会が健康福祉部の所管であり、「放課後子ども教室」が教育委員会の所管であります。それぞれ連携しながら事業を行っております。

例えば、「体験・交流の場」を実施するにあたっては、「放課後子ども教室」の方で企画段階から放課後児童会の従事者の方々と一緒にプログラムを検討したり、「放課後子ども教室」が終了後に放課後児童会に戻る際に、安全管理上において両スタッフが連絡を取り

合ったり、また、「放課後子ども教室」のコーディネーターが中心となって学校関係者を交え、運営協議会を開催したりなど、連携をとりながら進めている状況であります。

○佐藤委員

国の方でも結局、「放課後子ども総合プラン」を打ち出しただけで、どう連携するのか詳細まではなかなか踏み込んでいないですね。ただ、昨年度から始まった「子ども・子育て支援新制度」のなかで「放課後子ども総合プラン」が必要だということで、急遽作ったものだと思っています。私自身、会議に出ておりましたので。ですから、青森市内でもすべての子どもたちのために、放課後の子どもの在り方といいますか、今年度もう一步踏み込んで連携していただければなと思います、よろしくをお願いします。

○佐藤職務執行者

誰しもが思う問題、非常に大きな問題ですね。所管が違うのだけれども、似たような事業が同じ学校で平行して進んでいる。また、被っている子どもたちも多い、学校の負担などいろいろある中で、「総合」と名前がついている関係上、一体化したものを青森市として、これから模索してほしいということですので、是非御検討していただきたいと思ます。よろしくをお願いします。

他に、御意見、御質問等はございますか。

～ なし ～

○佐藤職務執行者

次に、報告の2「グローバル人材育成事業について」説明をお願いします。

○社会教育課長

お手元の配付資料を御覧下さい。

この事業は、子ども達が、外国の文化及び言語と触れることができる機会として、ALT等ネイティブスピーカーとの共同生活の場を創設し、外国語によるコミュニケーション能力を培うとともに、国際化に対応できるグローバルな人材を育成することを目的に、平成28年度新規事業として実施するものです。

事業の内容であります。募集事業名を「第1回 International Summer/Winter Camp(インターナショナル サマー/ウィンターキャンプ)」とし、参加対象は小学5・6年生20名となっております。

体験活動の第1回目は夏休み中の7月25日から29日まで、第2回目は冬休み中の来年1月11日から14日までの期間とし、開催場所は青い森アリーナを主会場としております。カリキュラムにつきましては、子ども達が勉強や遊び、スポーツを通して楽しみながら英語にふれることで、国際交流に興味や関心を持ってもらうプログラム等を企画する予定としております。

募集方法につきましては、広報あおもりで公募することとしており、参加費は無料となっております。

今後のスケジュールであります。6月中に参加者の募集・決定を経た後、7月9日に事前研修会を開催し、7月25日から第1回目の体験活動に入る予定となっております。なお、現在、国際交流等に関係する方々の御意見を伺いながらカリキュラム等を作成・精査しており、子ども達にとってより有意義な事業となるよう進めて参ります。

以上でございます。

○佐藤職務執行者

ただ今の事務局の報告に御意見、御質問等はございますか。

～ なし ～

○佐藤職務執行者

次に、報告の3件目「矢野きよ実講演会」及び「書きましょ IN 青森 Part.5」の開催について説明をお願いします。

○文化スポーツ振興課長

「矢野きよ実講演会」及び「書きましょ IN 青森 Part.5」の開催について御報告いたします。

未曾有の被害をもたらした東日本大震災から、今年で5年を迎えましたが、今もなお、約17万人にのぼる方々が避難生活を強いられており、本市にも92名の方々が県外より避難されてきております。

教育委員会では、県外避難者支援の一環として、震災以降、自分の気持ちを伝えることが難しくなった被災地の子どもたちと一緒に書を書きながら、子どもたちの“心の声”を聞く活動をはじめ、子どもたちの書の展覧会を全国各地で開催されている書道家の矢野きよ実さんを再びお招きし、講演会を実施することといたしました。

今回の講演会は、配付させていただきましたチラシのとおり、平成28年6月24日（金）午後2時40分から、

青森市立南中学校において、矢野さんに、「君を守るよ」をテーマに、活動で出会った子どもたちの心の声や感じたことについてお話していただきます。

また、翌日の25日には、「書きましょ IN 青森 Part.5」を実施することとしておりますが、関係者のみの非公開の開催とし、子どもたちが書いた作品は、平成29年3月上旬に、青森市役所本庁舎1階市民サロン及び市民ホールギャラリーにおいて展示する予定としております。

委員の皆様におかれましても、是非とも講演会にお越しいただき、震災の記憶を風化させないため、私たちにできることをともに考える機会としていただければ幸いと存じます。

以上でございます。

○佐藤職務執行者

ただ今の事務局の報告に御意見、御質問等がございますか。

～ なし ～

○佐藤職務執行者

次に、報告の4件目「専決処分の報告について」の開催について説明をお願いします。

○中央市民センター館長

商標権を侵害した事件について、和解及び損害賠償額の決定の専決処分を行いましたことから、その概要につきまして御報告申し上げます。

お手元の資料を御覧ください。

事件の概要につきましては、青森市油川市民センター及び青森市浪岡中央公民館において、東京都渋谷区に所在する「渋谷三迫（しぶや みさこ）ボクシングジム」が商標権を保有する「ボクササイズ」という用語を無断使用し、講座を開催したことにより、商標権を侵害したというものです。

用語の使用状況につきましては、油川市民センターにおいては、平成23年度から、また、浪岡中央公民館においては、平成26年度に使用していたものであります。

和解の内容についてであります。市の顧問弁護士に相談した結果、「基本的には、和解金は支払わざるを得ない」との助言をいただいたことから、相手方弁護士と示談交渉し、用語使用に係る使用許諾料に相当する額として、和解金40万円を負担することについて双方合意に至ったものであります。

この合意を受け、地方自治法第180条第1項の規定に基づき、4月15日付けで、和解及び損害賠償額の決定に係る専決処分を行い、同日示談が成立したところであります。

なお、当該和解金につきましては、4月28日付で相手方への支払いが既に完了しております。

また、当該専決処分につきましては、平成28年第2回市議会定例会に報告することとしております。

以上でございます。

○佐藤職務執行者

ただ今の事務局の報告に御意見、御質問等がございますか。

～ なし ～

○佐藤職務執行者

40万円という大変大きなお金、税金を使うわけですね。センター、公民館、その他

の施設においてはこのようなことが二度とないように、厳しいご指導をよろしくお願いたします。

○中央市民センター館長  
わかりました。

(3) その他

○佐藤職務執行者

その他、本日の報告の案件以外に、委員の皆様の方から何かございますか。

～ なし ～

○佐藤職務執行者

それでは、事務局の方から何かございますか。

～ なし ～

(4) 議事（非公開の会議）

○佐藤委員長

これからは、先ほど非公開とした議案第 28 号の審議に移らせていただきます。

青森市教育委員会会議規則第 13 条第 2 項の規定により、傍聴人及び記者の方の退席をお願いします。

(議案第 28 号 平成 28 年度一般会計補正予算について)

————— 原案のとおり決定 —————

○佐藤職務執行者

それでは、本日予定しておりました議案の審議等が全て終了いたしました。

以上を持ちまして、平成 28 年第 5 回青森市教育委員会定例会を終了いたします。

お疲れ様でした。

平成 28 年 5 月 16 日開催の平成 28 年第 5 回青森市教育委員会定例会の会議録を作成した。

平成 28 年 7 月 19 日

書 記 雪 田 幸 誠

上記のとおり相違ないことを認め署名する。

平成 28 年 7 月 19 日

署名委員 斎 藤 誠 子

署名委員 石 澤 千鶴子